

食の安全・安心確保に向けた施策の実行計画

平成30年度

埼玉県食の安全・安心アクションプラン



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

平成30年6月

彩の国  埼玉県

目次

I	策定の趣旨	1
II	3つの施策の柱	2
III	施策の体系	3
IV	施策の方向	
1	安全な食品の生産・供給の促進	7
2	生産から消費にわたる監視・指導の徹底	10
3	県民参画による相互理解と信頼関係の構築	13
V	食の安全・安心確保に向けた推進体制の整備	16
VI	危機管理体制の整備	17
◇	参考資料	
	用語解説	19
	食の安全・安心に関する相談等窓口	24



I 策定の趣旨

食中毒、残留農薬、不適正表示、異物混入等の事件が発生していることを背景として、食の安全に対する県民の関心は、依然として高い状況にあります。

県では、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で、県、事業者、消費者がそれぞれの責務・役割を果たして、食の安全・安心の確保を図ることを目的に、平成16年9月に「埼玉県食の安全・安心条例^{*}」を施行しました。

この条例では、県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な施策を明らかにした基本方針を定めることが規定されており、平成19年4月に新たに「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」を施行しました。

「埼玉県食の安全・安心アクションプラン」は、この基本方針に基づく施策を実行していくために、「食の安全・安心確保に向けた施策の実行計画」として年度ごとに策定するものです。

このたび、「平成30年度 埼玉県食の安全・安心アクションプラン」を取りまとめました。県では、このプランにそって、引き続き関係自治体並びに食品関係団体及び消費者団体などの関係団体等との協働・連携を図りつつ、食の安全・安心の確保に努めてまいります。

埼玉県食の安全・安心条例（平成16年9月施行）



（基本方針）

埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針（平成19年4月施行）



埼玉県食の安全・安心アクションプラン（年度ごとに策定）

※印の付いている用語は、P.19以降に解説があります。

Ⅱ 3つの施策の柱

基本方針に基づき、次の3つを基本的な施策の柱として、取り組みます。

1 安全な食品の生産・供給の促進



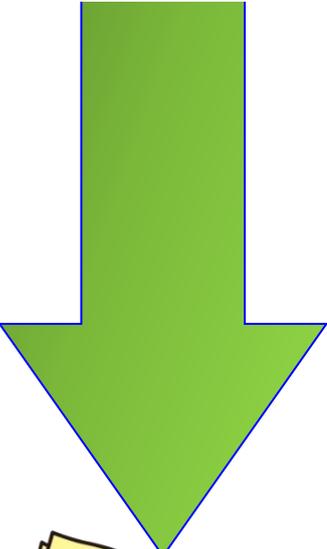
GAP（農業生産工程管理手法）
普及啓発パンフレット
【左から米・麦編、野菜編、果物編、茶編】



彩の国畜産物
生産ガイドライン



農場から食卓まで



Kobaton
Saitamatch

2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

食品製造施設における監視・指導



農産物の残留農薬分析

3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築



食中毒防止ポスター



食の安全県民会議



食中毒予防の普及啓発

Ⅲ 施策の体系

1 安全な食品の生産・供給の促進

施策数：14

数値目標数：30

(1) 生産段階における指導等の充実強化

ア. 農薬・動物用医薬品等の適正使用の徹底

p.7

- ・農薬の適正使用の徹底及び農薬危害防止の推進
- ・動物用医薬品の適正使用等に関する調査
- ・水産用医薬品の適正使用の指導と養殖魚に対する医薬品残留検査
- ・原子力発電所事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査

イ. 自主衛生管理の支援

p.8

- ・S-GAPの策定と推進
- ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理の推進
- ・家畜伝染病の防疫の徹底及び家畜の生産段階における健康状態の確認

(2) 食品産業との連携と地産地消の推進

p.8

- ・ふるさと認証食品の制度普及

(3) 食品の安全に関する研究等の推進

p.8-9

- ・農産物の安全性確保に関する技術開発の推進
- ・食品からの溶血性レンサ球菌の効率的な分離に関する検討（新）
- ・食品中におけるヒスタミン産生菌のヒスタミン産生能力の評価（新）

(4) 地域の環境保全と食品循環資源利用の推進

ア. 地域の環境保全

p.9

- ・大気環境中の有害化学物質対策の推進
- ・河川・土壌中の有害化学物質対策の推進

イ. 再生可能な有機物資源の利活用

p.9-10

- ・良質堆肥の生産とその利用促進

2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

施策数：19
数値目標数：31

(1) 食品の安全のための自主管理体制の向上

p.10

- ・ HACCP に基づく衛生管理の取組支援
- ・ 食品衛生推進員の活動
- ・ 学校給食食中毒事故等の防止対策

(2) 製造段階における監視・指導の充実強化

p.10-11

- ・ 食品監視の充実・強化
- ・ 他の都道府県等との相互の連携
- ・ BSE に係る飼料規制の徹底
- ・ 死亡牛BSE検査

(3) 流通段階における監視・指導の充実強化

p.11-12

- ・ 食物アレルギー対策の推進
- ・ いわゆる健康食品安全対策の推進
- ・ 遺伝子組換え食品の安全性確保の推進
- ・ 残留農薬・動物用医薬品の検査
- ・ 県内産農産物スクリーニング検査の実施

(4) 輸入食品に対する監視・指導の充実強化

p.12

- ・ 輸入食品の取扱施設に対する監視・指導及び輸入食品検査の充実・強化

(5) 食品表示の適正化の推進

p.12-13

- ・ 食品表示調査員による調査
- ・ DNA鑑定による表示の確認
- ・ 「食品表示なんでもダイヤル」等食品表示に関する相談窓口の設置
- ・ 情報提供、通報等による立入調査等
- ・ 食品の栄養表示等の指導強化

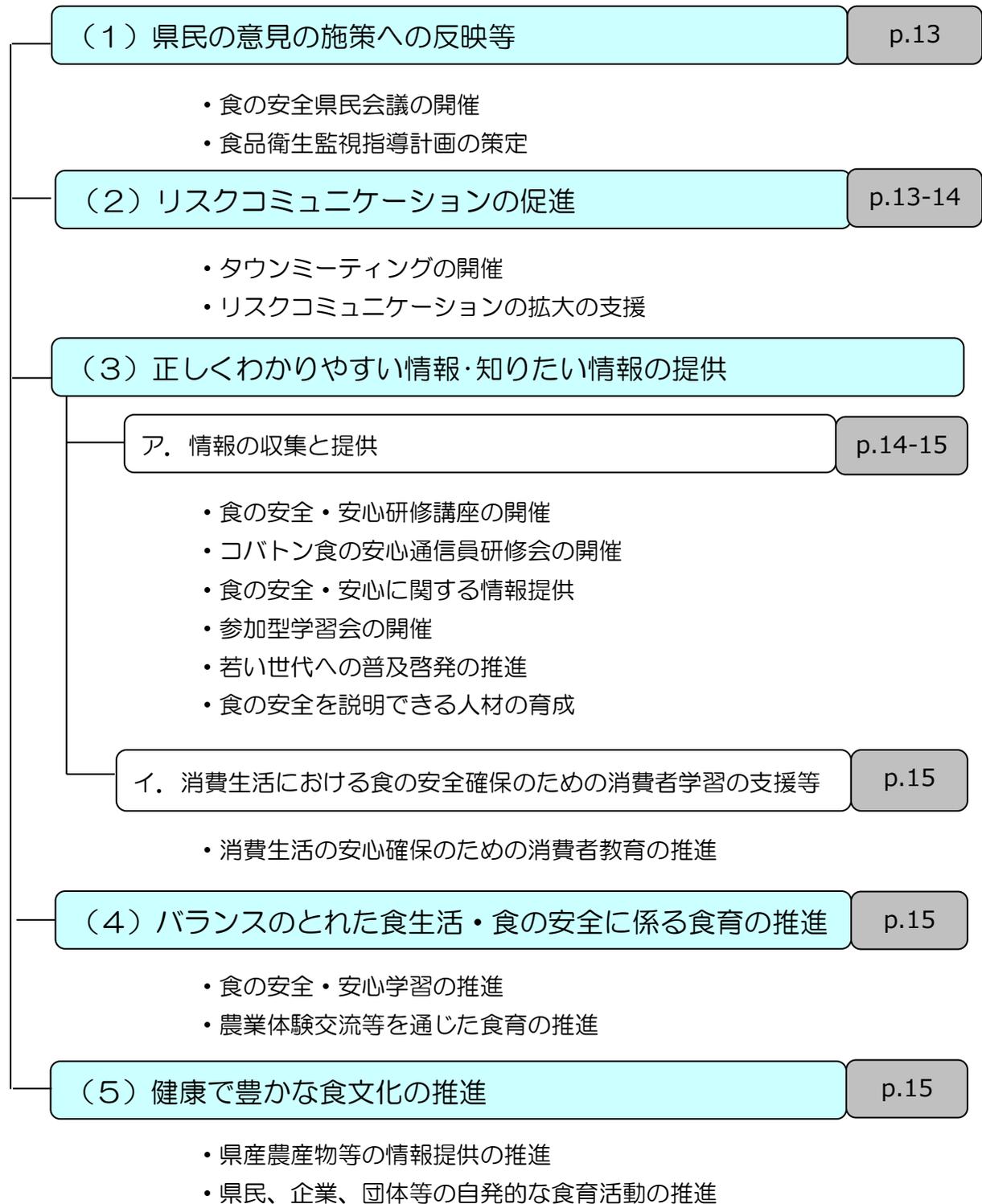
(6) 試験検査体制の強化等

p.13

- ・ 食品衛生検査施設等における業務管理（食品GLP）の充実

3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築

施策数：15
数値目標数：17



●各施策の柱における施策数と数値目標数

施策の柱	施策数	数値目標数 (No.)
1 安全な食品の生産・供給の促進	14	30 (No. 1~30)
2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底	19	31 (No.31~61)
3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築	15	17 (No.62~78)
計	48	78

IV 施策の方向

※印の付いている用語は、p.19以降に解説があります。

1 安全な食品の生産・供給の促進

(1) 生産段階における指導等の充実強化

ア 農薬・動物用医薬品等の適正使用の徹底

・ 農薬の適正使用の徹底及び農薬危害防止の推進 【農産物安全課・薬務課】

農薬の適正使用の確保、適切な管理及び販売の推進を図るため、調査や啓発活動等を行います。

また農薬危害防止に向けて啓発用ポスターを関係機関に掲示するとともに、農薬販売業者に対して農薬の保管についての実地調査及び実地指導を行います。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
1	農薬残留調査	50件	194件	(100件)	120件
2	農薬販売店立入検査	500店	507店	(500店)	506店
3	ゴルフ場農薬使用状況調査	20ゴルフ場	19ゴルフ場	(20ゴルフ場)	29ゴルフ場
4	農薬安全・適正使用パンフレット作成	110,000部	166,000部	(110,000部)	159,000部
5	農薬適正使用アドバイザー等認定研修の実施	3回	4回	(3回)	4回
6	農薬危害防止啓発ポスター作成配布	1,000枚	1,065枚	(1,000枚)	1,065枚
7	農薬危害防止リーフレットの作成配布	500枚	1,000枚	(500枚)	500枚
8	農薬危害防止用啓発物品の配布	900個	1,000個	(900個)	600個

・ 動物用医薬品の適正使用等に関する調査 【畜産安全課】

動物用医薬品製造業者、販売業者、獣医師、使用者(農家)に対し適正に使用するよう指導を行います。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
9	要指示医薬品流通調査	販売業者5件 農家265件	販売業者5件 農家268件	(販売業者5件 農家265件)	販売業者6件 農家270件

・ 水産用医薬品の適正使用の指導と養殖魚に対する医薬品残留検査 【生産振興課】

ホンモロコ、ナマズ、ヤマメなど食用魚生産者に対し、現地で医薬品の適正使用指導を行います。残留検査は、食用魚の出荷時期である冬季・毎年12月～2月にサンプリングを行います。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
10	水産用医薬品の適正使用現地指導	25日	25日	(25日)	25日
11	水産用医薬品の残留検査	24検体	24検体	(24検体)	24検体

・ 原子力発電所事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査

【農産物安全課・畜産安全課・生産振興課・森づくり課】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県産農産物等の安全性を確認するため、放射性物質の影響を調査します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
12	調査頻度	農畜産物について週1回程度	40回	農畜産物について週1回程度	農畜産物について週1回程度

イ 自主衛生管理の支援

・ S-GAP[※]の策定と推進

【農産物安全課】

各地域にS-GAP農場評価員を養成し、基準を満たした農場を「S-GAP実践農場」として評価します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
13	S-GAP実践農場数	800経営体	326経営体	(400経営体)	5経営体

・ ハサップ[※]方式の考え方を取り入れた生産管理の推進

【畜産安全課】

ハサップ方式の考え方を取り入れ、衛生的に管理する手順を示した「彩の国畜産物生産ガイドライン」に基づき、衛生管理が優良な農場を「埼玉県優良生産管理農場」として認証します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
14	埼玉県優良生産管理農場の認証数	134農場	127農場	(125農場)	123農場

・ 家畜伝染病の防疫の徹底及び家畜の生産段階における健康状態の確認

【畜産安全課】

家畜伝染病の発生を防止するために、畜産農家に対し飼養管理について定めた「飼養衛生管理基準」にのっとり立入指導を行うとともに、検体を採取し検査を行います。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
15	鳥インフルエンザ [※] 抗体検査の実施	対象全農場	対象全農場	(対象全農場)	対象全農場

(2) 食品産業との連携と地産地消[※]の推進

・ ふるさと認証食品の制度普及

【農業ビジネス支援課】

県産農産物を主原料とした「埼玉県ふるさと認証食品」及び特定の品種や生産方式で生産された県産農産物を100%主原料とした「埼玉県ふるさと認証食品プレミアム」の認証を拡大し、安全で安心な農産物の供給を推進します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
16	ふるさと認証食品数	580製品	514製品	(490製品)	484製品

(3) 食品の安全に関する研究等の推進

・ 農産物の安全性確保に関する技術開発の推進

【農産物安全課】

農業技術研究センターにおいて、下記4課題の試験研究を予定しています。

- ①鉄資材を活用したコメ中ヒ素濃度低減技術の確立
- ②土壌及び農産物における放射性物質の実態把握及び安全性確保要因の解明
- ③キュウリ台木の農薬吸収特性の把握
- ④水管理によるコメ中ヒ素低減技術の実用化

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
17	化学物質による農産物への影響回避技術の開発	4課題	4課題	(4課題)	4課題

・ 食品からの溶血性レンサ球菌[※]の効率的な分離に関する検討(新)

【衛生研究所】

効率的な溶血性レンサ球菌分離同定方法を検討します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
18	溶血性レンサ球菌の検出法(新)	検出法の確立	—	—	—

・ 食品中におけるヒスタミン産生菌[※]のヒスタミン産生能力の評価(新)

【衛生研究所】

ヒスタミン産生条件を明確にし、食品保管時の温度等管理条件設定に活用します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
19	ヒスタミン産生菌の産生条件の検討(新)	ヒスタミン産生能力の把握	—	—	—

・ **埼玉県民に対する日常食の放射能調査(終了)** 【衛生研究所】

埼玉県民の食品から放射性物質の摂取量を推定し、内部被ばく線量を評価するため、日常食の放射能調査を行いました。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
	内部被ばく線量の評価(終了) (日常食の放射能調査)	終了	内部被ばく線量の評価 (40検体)	内部被ばく線量の評価 (40検体)	—

(4) 地域の環境保全と食品循環資源利用の推進

ア 地域の環境保全

・ **大気環境中の有害化学物質対策の推進** 【大気環境課】

有害な化学物質に対する排出規制や事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進など、環境への排出を抑制する対策を総合的に進めるとともに、環境中における化学物質の実態把握を行います。

また、これらの情報を積極的に提供し、化学物質の危険性などに関する情報の共有と環境コミュニケーション^{*}を推進することにより環境リスクの低減を図ります。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
20	(常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法)) 大気	15地点	16地点	(16地点)	16地点
21	(規制指導(ダイオキシン類対策特別措置法)) 排出ガス検査	21検体	22検体	(23検体)	25検体
22	化学物質環境モニタリング調査	1地域	1地域	(1地域)	2地域
23	環境コミュニケーション事業	30事例	45事例	(30事例)	28事例
24	化学物質対策セミナーの開催	1回	1回	(1回)	1回

・ **河川・土壌中の有害化学物質対策の推進** 【水環境課】

有害な化学物質(ダイオキシン類)の環境中の実態を把握するとともに、対象施設を有する事業者を指導することにより、有害な化学物質の環境への排出を抑制します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
25	(常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法)) 公共用水域(河川水質)	15地点	15地点	(15地点)	15地点
26	(常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法)) 公共用水域(河川底質)	13地点	13地点	(13地点)	13地点
27	(常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法)) 地下水	7地点	6地点	(6地点)	7地点
28	(常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法)) 土壌	1地点	1地点	(1地点)	1地点
29	(規制指導(ダイオキシン類対策特別措置法)) 排水等検査	7検体	5検体	(5検体)	6検体

イ 再生可能な有機物資源の利活用

・ **良質堆肥の生産と生産された堆肥の利用促進** 【畜産安全課】

良質堆肥の生産支援を行うとともに、耕畜連携の推進により、たい肥の流通拡大を図ります。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
30	たい肥流通の拡大事例	たい肥成分分析10点	9点	たい肥成分分析10点	10点

2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

(1) 食品の安全のための自主管理体制の向上を推進

- HACCP[※]に基づく衛生管理の取組支援** 【食品安全課】
 2020年のHACCP義務化に備え、食品営業者に対し、HACCPに基づく衛生管理の取組を積極的に支援します。
 また、(一社)埼玉県食品衛生協会への委託事業等を通じて、簡易版HACCPである「彩の国ハサップガイドライン[※]」等を食品営業者に対して普及啓発・推進します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
31	HACCP選択施設 [※] 数	延べ180施設	128施設	延べ100施設	56施設
32	小規模事業者施設のHACCP実践(新)	1,000施設	—	—	
	HACCP導入状況調査実施施設数	終了	1,792施設	(2,000施設)	1,196施設

- 食品衛生推進員の活動** 【食品安全課】
 食品衛生推進員[※]による巡回指導、従業員への衛生教育等を通じて、食品の安全に関する情報の普及啓発を図ります。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
33	食品衛生推進員による巡回指導等	17,000施設	16,073施設	(19,000施設)	19,560施設

- 学校給食食中毒事故等の防止対策** 【保健体育課・財務課】
 学校給食設備の改善、学校給食従事者の細菌検査、学校給食用食材の細菌等検査の実施、学校給食衛生管理講習会の開催などにより、食中毒を未然に防ぐとともに、学校給食従事者等の衛生管理への意識を高めていきます。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
34	(学校給食事故防止対策)	55校	55校	(55校)	55校
35	学校給食用食材の細菌等検査	220検体	220検体	(220検体)	220検体
36	(学校給食事故防止対策)	1回	1回	(1回)	1回
37	衛生管理講習会	300人	292人	(300人)	304人
38	(学校給食事故防止対策)	24回	24回	(24回)	24回
39	学校給食従事者の細菌検査	全従事者	全従事者	全従事者	全従事者
40	(学校給食事故防止対策) 給食設備の改善	25品目	55品目	25品目	82品目

(2) 製造段階における監視・指導の充実強化

- 食品監視の充実・強化** 【食品安全課】
 食中毒等の食品に関する事故の発生状況や県民からの意見を反映して、食品衛生監視指導計画を策定し、危害度に応じた効率的な監視と食品等の検査を実施します。
 また、ホームページ等で監視結果や食品等の検査結果について公表を行います。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
41	延べ監視施設数	40,000施設	56,374施設	(60,000施設)	61,185施設

- 他の都道府県等との相互の連携** 【食品安全課】
 違反食品の発見や苦情食品の通報等に当たっては、関係する都道府県等と情報交換・情報提供や調査依頼を行うなど連携して対応します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
42	他の都道府県等の違反発見通報処理	随時	248件	随時	248件

・ **BSE[※]に係る飼料規制の徹底**

【畜産安全課】

BSE発生防止のため、肉骨粉等の飼料を牛へ給与することを禁止しており、この規制を遵守するよう、畜産養農家及び飼料販売店に対し立入指導を行います。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
43	農家・飼料販売店への立入指導	100件	119件	(112件)	119件

・ **死亡牛BSE検査[※]**

【畜産安全課】

県内で死亡した48か月齢以上の全ての牛を検査し、BSEの実態を把握し、原因究明に努めます。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
44	死亡牛BSE検査	対象牛全頭	対象牛全頭	対象牛全頭	対象牛全頭

(3) 流通段階における監視・指導の充実強化

・ **食物アレルギー[※]対策の推進**

【食品安全課・衛生研究所】

県内で製造、加工、流通及び販売される食品の各段階で、アレルゲンを含む食品に関する適正表示の監視指導を行います。

また、原材料の確認や自主検査の実施、簡易検査キットを用いた工程管理の指導や収去検査を実施します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
45	監視施設数	4,600施設	5,594施設	(4,600施設)	5,996施設

・ **いわゆる健康食品安全対策の推進**

【薬務課・衛生研究所】

健康食品による県民への健康被害や不正表示による健康被害を未然に防止するため、市場に流通するいわゆる健康食品を買い上げ、含有が疑われる医薬品成分を検査及び表示検査を実施します。

また、健康食品取扱事業者等を対象に講習会を行うとともに、健康食品の表示等に関するパンフレットを作成します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
46	痩身用健康食品等の試買検査	80検体	80検体	(80検体)	80検体
47	県内業者指導講習会の開催	1回	1回	(1回)	1回
48	パンフレット作成	4,000部	未作成	(4,000部)	未作成

・ **遺伝子組換え食品[※]の安全性確保の推進**

【食品安全課・衛生研究所】

県内で製造、加工、流通及び販売される食品の各段階で、遺伝子組換え食品を含む食品に関する適正表示の監視指導を実施します。

また、必要に応じて遺伝子組換え食品の検査を実施し、表示の適正化を図ります。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
49	監視施設数	2,100施設	3,433施設	(2,100施設)	4,106施設

・ **残留農薬・動物用医薬品の検査**

【食品安全課・衛生研究所】

県内に流通する農畜水産物の農薬や動物用医薬品の残留検査を実施し、違反食品の排除に努めます。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
50	検査検体数	503検体	543検体	(640検体)	762検体
51	検査項目数	49,105項目	55,212項目	(66,300項目)	82,243項目

・ 県内産農産物スクリーニング検査の実施

【食品安全課・衛生研究所・農産物安全課】

農産物直売所で販売される県内産農産物の安全性を確認するため、県独自の検査法により、残留農薬の検査を実施します。

検査結果を食品安全局で共有し、農薬の適正使用について、生産現場への具体的な助言を行います。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
52	検査検体数	200検体	200検体	(200検体)	207検体

(4) 輸入食品に対する監視・指導の充実強化

・ 輸入食品の取扱施設に対する監視・指導及び輸入食品検査の充実・強化

【食品安全課・衛生研究所】

輸入食品の取扱い施設等に対する監視指導を強化するとともに、輸入食品の残留農薬、指定外添加物、遺伝子組換え食品等の検査の充実、強化を図り、違反食品、不良食品の排除に努めます。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
53	検査検体数	440検体	519検体	(520検体)	589検体
54	検査項目数	11,322項目	12,619項目	(12,550項目)	18,263項目

(5) 食品表示の適正化の推進

・ 食品表示調査員による調査

【農産物安全課】

食品表示調査員を委嘱し、日常の購買行動等を通じて食品の品質表示の調査を行います。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
55	食品表示調査員委嘱数	100人	100人	(100人)	100人
56	食品表示調査員による調査件数	2,000件	1,986件	(2,000件)	2,089件

・ DNA鑑定による表示の確認

【農産物安全課】

市販されている食品を買上げ、DNA鑑定を実施して、商品の品質表示が内容物を正しく表しているかどうか調査します。なお、表示に疑義があったときには、立入調査を実施し必要な指導を行います。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
57	調査実施検体数	27検体	36検体	(27検体)	33検体

・ 「食品表示なんでもダイヤル」等食品表示に関する相談窓口の設置

【消費生活課・食品安全課・農産物安全課】

県民からの食品の表示に関する相談や通報窓口を農産物安全課及び各農林振興センターに設置しています。また、保健所、消費生活支援センターにおいても、食品表示に関する通報や相談等を受け付けています。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
58	相談件数	随時	719件	(随時)	299件

・ **情報提供、通報等による立入調査等**

【消費生活課・食品安全課・農産物安全課】

食品表示調査員からの情報提供や食品表示なんでもダイヤル等の通報を受け、関係課所が連携して立入調査を実施し、不適正なものには是正指導や行政処分を行います。また、県に処分権限がない場合には国等へ通報し、適切な措置を求めます。

さらに、事業者の商品・サービスに係る虚偽、誇大広告等に対する監視・指導を行うとともに、適正な表示を行うよう普及啓発に努めます。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
59	情報提供、通報等による立入・指導回数	随時	128件	(随時)	317件

・ **食品の栄養表示等の指導強化**

【健康長寿課】

健康増進法食品表示に関する実施要綱に基づき、食品製造業者等を対象とした指導を実施しています。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
60	食品製造業者等に対する説明会等	260回	332回	(260回)	258回

(6) 試験検査体制の強化等

・ **食品衛生検査施設等における業務管理(食品GLP)^{*}の充実**

【食品安全課】

食品GLP対象施設(衛生研究所や保健所等)に対し、試験検査や試験品の採取等の実施状況を点検し、食品衛生検査の信頼性を確保します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
61	内部点検	60回	60回	(60回)	61回

3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築

(1) 県民の意見の施策への反映等

・ **食の安全県民会議の開催**

【食品安全課】

食の安全・安心確保に関する施策の総合的な推進を図るため「埼玉県食の安全県民会議」を開催します。

また、食品工場や農業生産現場などの安全確保の取組について、現場での意見交換会を開催します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
62	食の安全県民会議の開催	4回	4回	(4回)	4回
63	現場意見交換会の開催	1回	1回	(1回)	2回

・ **食品衛生監視指導計画の策定**

【食品安全課】

平成30年度の食品衛生監視指導計画の策定に当たっては、平成29年度に発生した食に関わる問題等を分析・評価し、広く県民の意見を求めます。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
64	県民からの意見聴取	2回	2回	(2回)	2回

(2) リスクコミュニケーションの促進

・ **タウンミーティングの開催**

【食品安全課】

消費者、農業生産者を含む食品関係事業者及び行政が一堂に会して相互理解を深めるタウンミーティングを開催します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
65	消費者、生産者等の交流会の開催	10回	10回	(8回)	11回

・ **リスクコミュニケーションの拡大の支援** 【食品安全課】

市町村や県内団体が主催する研修会、講演会等へ専門家を派遣する等の支援を行い、研修会等の開催を推進します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
66	団体等へのリスクコミュニケーション展開支援	3回	3回	(5回)	1回

(3) 正しくわかりやすい情報・知りたい情報の提供

ア 情報の収集と提供

・ **食の安全・安心研修講座の開催** 【食品安全課】

県民が、生産から消費まで、食の安全性について総合的に理解を深めるための学習機会を提供します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
67	研修講座の開催	3回	3回	(3回)	5回

・ **コバトン食の安心通信員研修会の開催** 【食品安全課】

食の安全・安心研修講座受講者等から、地域における食の安全・安心情報の発信をするコバトン食の安心通信員を募ります。また、コバトン食の安心通信員を対象に、食の安心や食の大切さを地域住民に伝える能力の向上を図るための研修を開催します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
68	コバトン食の安心通信員数	600人	581人	(600人)	562人
69	研修会の開催	1回	1回	(1回)	1回

・ **食の安全・安心に関する情報提供** 【食品安全課】

多くの県民が食の安全についての理解を深めることを目的として、スーパーマーケットなどの民間事業者の協力を得て、食の安全・安心に関する情報を提供します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
70	コバトン食の安心情報の発行	12回	12回	(12回)	12回

・ **参加型学習会の開催** 【食品安全課】

小中学生から子育て世代を対象に正しくわかりやすい食品安全について、体験や意見交換などを開催します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
71	食の安心サロンの開催	25回	25回	(20回)	26回

・ **若い世代への普及啓発の推進** 【食品安全課】

学校と連携して、小学生から高校生を対象に、実験などを通じて食の安全に対する関心を高め、正しい知識を身につける「食の安全体験教室」を実施します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
72	食の安全体験教室の開催	10回	12回	(10回)	12回

・ **食の安全を説明できる人材の育成** 【食品安全課】

学校給食や保育現場などで食品安全に携わる職員等を対象に、子どもや保護者に対して、食の安全に関して、適切な説明を行うために必要な知識を深め、リスクコミュニケーションの技能を習得させることを目的とした研修会を開催します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
73	リスクコミュニケーター研修会の開催	4回	4回	(4回)	6回

イ 消費生活における食の安全確保のための消費者学習の支援等

・ 消費生活の安心確保のための消費者教育の推進

【消費生活課】

食生活に関連した消費生活講座を開催するとともに、情報紙、ホームページ等で情報提供します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
74	消費生活講座の開催	4回	4回	(8回)	5回

(4) バランスのとれた食生活・食の安全に係る食育[※]の推進

・ 食の安全・安心学習の推進

【食品安全課】

県民の要請に応じて職員が各地に出向く県政出前講座を通じて、食の安全・安心をわかりやすく説明し、理解を促進します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
75	県政出前講座の開催	随時	34回	(随時)	28回

・ 農業体験交流等を通じた食育の推進

【農業ビジネス支援課】

地産地消運動の一環として、農業体験交流や学校給食等への地場農産物の利用を推進し、県産農産物への理解を促進します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
76	市町村の学校給食に利用された地場農産物の延べ品目数	1,000品目	997品目	(1,000品目)	1,018品目

(5) 健康で豊かな食文化の推進

・ 県産農産物等の情報提供の推進

【農業ビジネス支援課】

県ホームページ、埼玉農産物ポータルサイト等を活用して、安全・安心な県産農産物情報を発信します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
77	県ホームページ、埼玉農産物ポータルサイト等を活用した情報発信	140回	131回	(120回)	51回

・ 県民、企業、団体等の自発的な食育活動の推進

【健康長寿課】

食育を地域単位で推進するため、各保健所で地域の食を担う団体やボランティアを対象とした研修会を実施し、支援します。

		30年度目標	29年度実績(目標)		28年度実績
78	各保健所における食育研修会の開催	7,200人	7,185人	(7,000人)	7,143人

V 食の安全・安心確保に向けた推進体制の整備

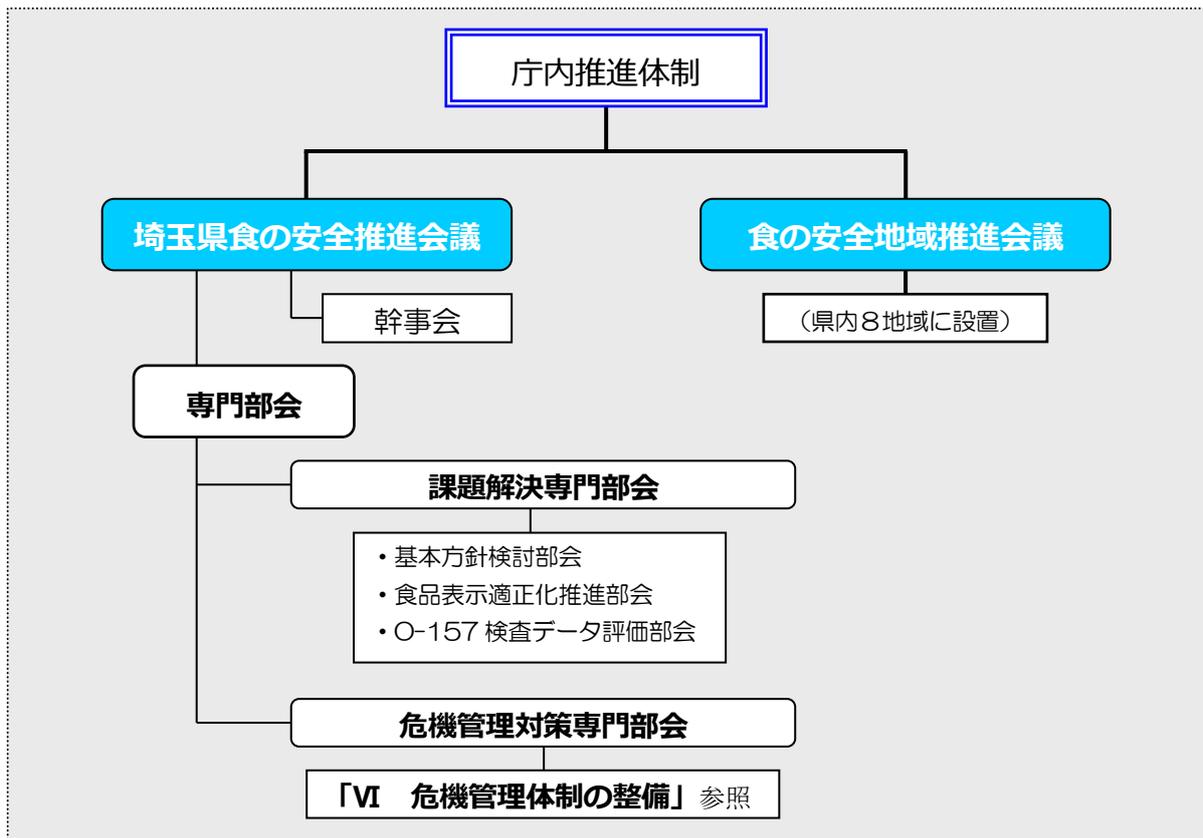
食の安全県民会議

生産から消費にわたる食の安全・安心確保に関し、消費者、生産者、加工・流通事業者等の広範な分野の県民参画による施策の展開を図るため、埼玉県食の安全・安心条例第20条の規定に基づき、設置しています。

庁内連携・地域連携体制

施策を総合的・効果的に推進するため、食品安全局長を議長に関係24課所で構成する「埼玉県食の安全推進会議」を設置しています。

また、地域に応じた食の安全・安心確保に関する一元的な施策の推進を図るため、県内8地域に「食の安全地域推進会議」を設置しています。



意見・提言

食の安全県民会議

消費者、生産者
食品加工・流通業者
学識経験者で構成

VI 危機管理体制の整備

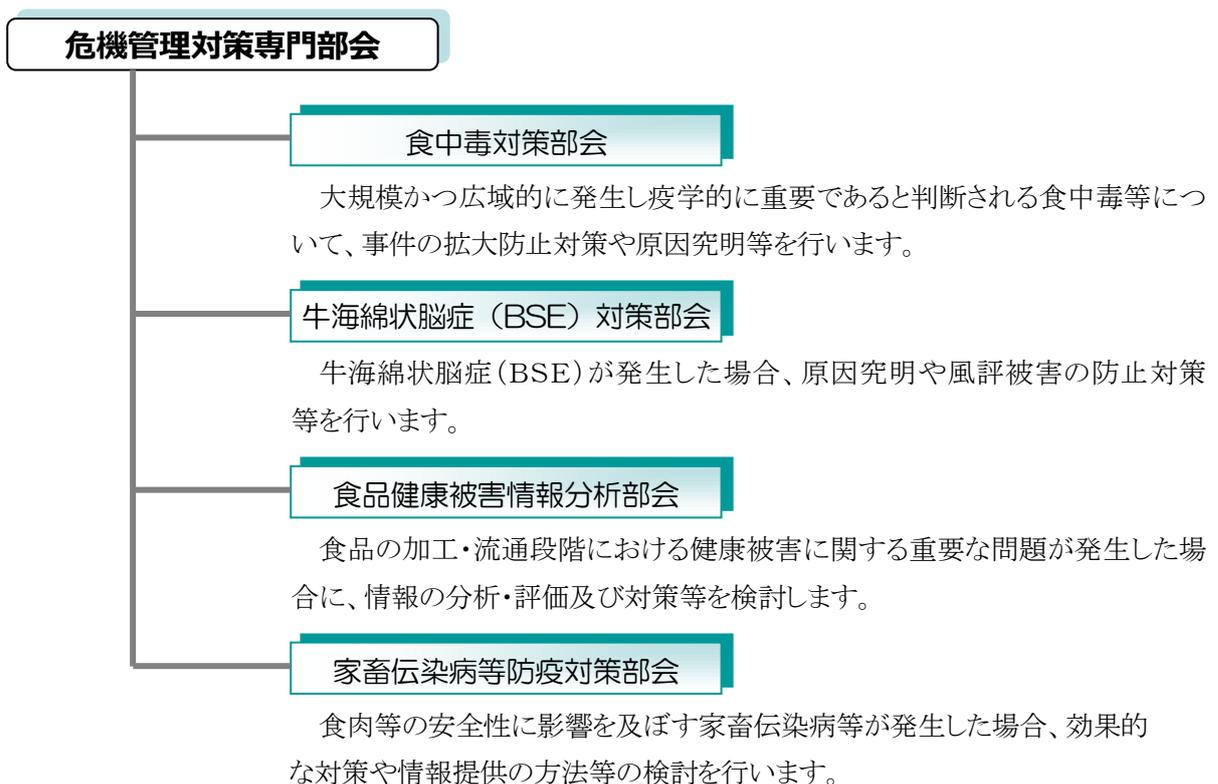
1 平常時の体制整備と緊急事態への対処

食の安全・安心の確保が損なわれる重大な事態が生じた場合、又は当該事態の生じるおそれがある場合に迅速かつ適切に対処するため、埼玉県食の安全・安心条例第15条に基づき必要な体制を整備しています。

(1) 平常時の危機管理体制

平常時からの危機管理体制を推進し、初動体制を遅滞なく機能させるため、埼玉県食の安全推進会議に、関係課所で構成する危機管理対策専門部会を設置しています。

危機管理対策専門部会には下記の4部会があります。



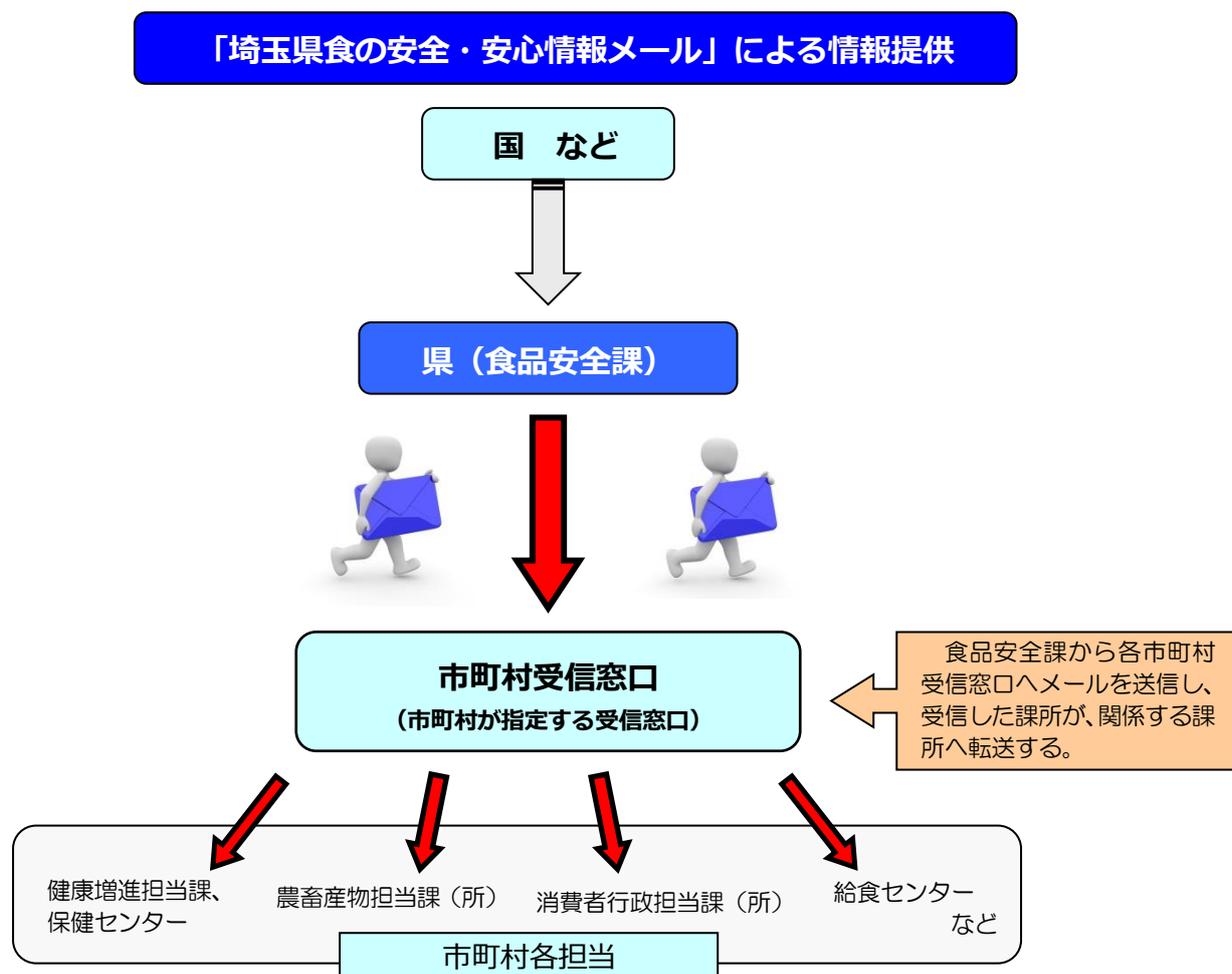
(2) 緊急事態への対処

食品安全についての対処方法を定めたマニュアルを作成して、緊急事態の発生に備えています。

2 情報の共有化と情報の提供等

平常時から食に関する安全・安心情報を市町村に提供し、情報の共有化を図るとともに、食の安全を損なうおそれがある緊急時には、迅速かつ正確に情報提供を行うため、電子メールを活用した情報伝達体制を整備しています。そのため、市町村に対して定期的に「埼玉県食の安全・安心情報メール」を発信しています。(下図参照)

また、食品関係団体及び消費者団体等と協働し、リスクコミュニケーションや情報の発信・収集などを通して、連携を強化していきます。



索引

〈A～Z〉

- ・ BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy : 牛海綿状脳症)
- ・ BSE スクリーニング検査
- ・ GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理手法)
- ・ HACCP → ハサップ (HACCP)
- ・ HACCP 選択施設 → ハサップ (HACCP) 選択施設
- ・ S-GAP

〈あ 行〉

- ・ 遺伝子組換え食品
- ・ 牛海綿状脳症 → BSE

〈か 行〉

- ・ 環境コミュニケーション
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ

〈さ 行〉

- ・ 埼玉県食の安全・安心条例
- ・ 彩の国ハサップガイドライン
- ・ 死亡牛 BSE 検査
- ・ 食育
- ・ 食品安全委員会
- ・ 食品衛生検査施設等における業務管理 (食品 GLP : Good Laboratory Practice)
- ・ 食品衛生推進員
- ・ 食物アレルギー

〈た 行〉

- ・ 地産地消
- ・ 鳥インフルエンザ → 高病原性鳥インフルエンザ

〈は 行〉

- ・ ハサップ (HACCP)
- ・ ハサップ (HACCP) 選択施設
- ・ ヒスタミン産生菌

〈や 行〉

- ・ 溶血性レンサ球菌

〈ら 行〉

- ・ リスク管理 (Risk Management)
- ・ リスクコミュニケーション (Risk Communication)
- ・ リスク評価 (Risk Assessment)
- ・ リスク分析 (Risk Analysis)

BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy) : 牛海綿状脳症)

牛の病気で、牛の脳の組織がスポンジ状になり、運動失調等の症状を示す、中枢神経系の病気です。治療法はありません。牛に存在するプリオンというたん白が異常化し脳に蓄積することが原因とされています。昭和61年に英国で初めて報告されて以来、世界で約19万頭が確認されています。我が国では平成13年、千葉県のある食肉処理場で初めて確認され、平成27年7月までに36頭が確認されています。国内で生まれた牛では、平成14年1月生まれの牛が最後、発症が確認されたのは平成21年1月(平成12年8月生まれ)が最後で、これ以降は確認されていません。

BSE スクリーニング検査

牛がBSE^{*}に感染しているかどうかについて、牛の脳の一部(延髄)を取り出して、そこにBSE^{*}の原因と考えられている異常プリオンがあるかないかを調べるための一次検査です。異常プリオンが認められなければBSE^{*}に感染していません。

国内では平成13年10月18日から、と畜場に出荷された食用とされるすべての牛について全国の食肉衛生検査センター等において実施され、平成17年8月から法令改正により生後20か月齢以下の牛は検査対象外とされましたが、埼玉県では消費者の不安を防ぐこと、生産・流通現場の混乱を防ぐことから、20か月齢以下の牛の検査も継続して行っていました。

平成25年7月からは食品安全委員会^{*}のリスク評価^{*}に基づく省令改正に従い、検査対象となる48か月齢を超える牛について検査していましたが、食用にと畜される健康牛の検査は平成29年4月以降廃止しました。

GAP (Good Agricultural Practice) : 農業生産工程管理手法)

肥料や農薬を基準どおりに施用することや完熟したたい肥を使用するなど、「正しいやり方」で農業生産を行うことによって、食べる人の安全(食品安全)、働く人の安全(労働安全)、自然環境に与える影響の低減(環境保全)等を実現する取組です。

S-GAP

県内農家に農業に関連する法令・指針等を順守していただくために、平成26年度に策定した埼玉県における農業規範(「正しいやり方」を取りまとめたもの)のことでです。

あ行

遺伝子組換え食品

「組換えDNA技術(遺伝子の本体であるDNAに人為的な操作を加え、ある生物の遺伝子情報を別の生物のDNAに導入し、その生物に新たな性質を与える技術)」を利用してつくった農作物やこれらを加工した食品のことです。

組換えDNA技術を応用した食品は、農作物とその加工食品、組換え体そのものを食べない食品添加物など2種類に分けられます。この農作物とその加工品を一般的に遺伝子組換え食品といい、現在食品表示法では、農産物として大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤの8品目、加工食品として33食品群について、遺伝子組換えである旨の表示を義務づけています。

か行

環境コミュニケーション

県民・事業者・行政が、環境に関する情報を共有し、理解を深めるために行う意見交換会です。

高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局(OIE)が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス又はH5もしくはH7亜型のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の疾病で、鳥から鳥へ直接感染するだけではなく、水、排泄物等を介しても感染し、死亡率が高い家きん伝染病です。生きた鳥との濃厚な接触で人に感染した例が報告されていますが、食品(鶏肉、鶏卵)を食べることで、インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

さ行

埼玉県食の安全・安心条例

食の安全・安心の確保に関する県の取組や基本姿勢を明らかにするとともに、県、事業者及び県民の責務、役割、事業取組を規定し、関係者相互の信頼関係の下に推進する枠組みを定めた基本条例で、平成16年9月1日に施行されました。

県民の意見交換の促進、施策の提案制度などの「県民参画の充実」、生産者・加工・流通業者の自主的な取組を促進する「安全・安心を一層高める事業取組」、食品の安全性や食に関する地域の歴史や文化などについて幅広く食育を進める「食育等による知識の普及啓発」を3つの特色としています。

彩の国ハサップガイドライン

HACCPシステムの衛生管理方法を県内の食品関係営業者が取り入れやすいよう、県独自に作成した衛生管理指針です。

死亡牛 BSE 検査

BSE^{*}の感染原因の究明等を目的に、牛海綿状脳症^{*}特別対策措置法に基づき、平成15年4月から農場で死亡した24か月齢以上の牛(平成27年4月1日からは48か月齢以上の牛)について、全国の家畜保健衛生所等において実施されています。

食育

現在および将来にわたり、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、様々な経験を通じて、国民が食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

平成17年7月15日に施行された食育基本法では、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置付けています。

食品安全委員会

BSE^{*}や遺伝子組換え食品^{*}など食品の安全にかかわる問題が深刻化し、食に関する消費者の関心や懸念が高まったことから、平成15年5月に施行された食品安全基本法に基づき、内閣府のもとに同年7月設置された食品安全行政を行う機関です。

国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理^{*}を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価^{*}を行います。

食品衛生検査施設等における業務管理（食品 GLP： Good Laboratory Practice）

食品衛生法では食品衛生上の危害の発生を防止する必要があると認めた場合、検査のために食品を収去（食品衛生監視員が販売店等から食品を無償で採取すること）することができます。この検査結果に基づいて営業者の権利を制限する行政処分を行うので、検査内容及びその結果は十分信頼できるものでなくてはなりません。

このため、実施する食品の理化学的検査、微生物学的検査及び動物を用いる検査を適正に行うための実施手順をそれぞれ定めるとともに、実施した検査の信頼性のチェックを検査に関わらない第三者（検査区分責任者・検査部門責任者・信頼性確保部門責任者）が行います。このように、食品衛生検査の信頼性を客観的、科学的に保証するための業務管理のことをいいます。

食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、食中毒の発生防止及び食品衛生の維持向上に関する民間リーダーの設置の必要性から、食品営業者の自主的な活動を促進するために設けられた制度です。知事が営業者等の中から委嘱し、営業者への支援活動の協力依頼をするものです。

食物アレルギー

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物を抗原とした免疫学的防御反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。免疫学的な防御反応とは、体の中に異物（抗原）が入ってくるとこれに対して防衛しようとする働きにより抗体がつくられ、異物（抗原）に対する抵抗性を獲得する反応です。アレルギー体質の人では、ある物質に過敏に反応して、血圧低下、呼吸困難又は意識障害など、様々な症状が引き起こされます。

食品衛生法では、アレルギー物質として表示を義務づけているものが7品目（卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに）、指導により表示を推奨されているものが20品目（いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉）あります。

た行

地産地消

「地域で生産された農林産物を地域で消費する」、さらに「地域で必要とする農林産物は地域で生産する」という意味で使われています。地産地消は、消費者の食に対する安全安心志向の高まりを背景に、消費者、生産者、加工・流通・販売業者などの相互理解を深める取組として期待されています。埼玉県では、「近いがうまい埼玉産」をスローガンに取り組んでいます。

は行

ハサップ (HACCP)

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point:危害分析・重要管理点方式)

従来の最終製品の抜取検査による衛生管理ではなく、食品の製造における重要な工程を連続して監視することで、一つひとつの製品の安全性を保証しようとする国際標準の衛生管理手法です。

ハサップ (HACCP) 選択施設

食品業者が実施すべき衛生管理の基準によりHACCP導入型基準を選択、衛生管理を実施する施設。

ヒスタミン産生菌

ヒスタミンは食品中に含まれるヒスチジン(タンパク質を構成する20種類のアミノ酸の一種)にヒスタミン産生菌の酵素が作用し、ヒスタミンに変換されることにより生成されます。魚類及びその加工品等のヒスタミンが高濃度に蓄積された食品を食べた場合に、顔面等の紅潮、頭痛、じんま疹、発熱などのアレルギー様の症状を呈します。

や行

溶血性レンサ球菌

ヒトに化膿性疾患を引き起こすレンサ球菌の多くはβ溶血性レンサ球菌で、A群レンサ球菌のほか、B群、C群またはG群レンサ球菌が重要となっています。

A群レンサ球菌による上気道炎は冬から春にかけて多発しますが、最近では1年を通じて認められています。調理従事者(患者又は保菌者)を介して汚染された弁当などによる集団食中毒が発生することがあります。

ら行

リスク管理 (Risk Management)

リスク評価^{*}の結果をふまえ、技術的な実行可能性、費用対効果、住民感情など様々な事情を考慮し、リスクを低減するための適切な政策や措置(規格や基準の設定など)を決定実施することです。

リスクコミュニケーション (Risk Communication)

リスク分析^{*}の全過程において、リスク管理^{*}機関、リスク評価^{*}機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。

リスク評価 (Risk Assessment)

人間が食品中の危害要因(微生物、化学物質等)を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が生じるのかを科学的に評価することです。

リスク分析 (Risk Analysis)

食品中の危害要因を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方です。リスク管理^{*}、リスク評価^{*}及びリスクコミュニケーション^{*}の3つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、よりよい成果が得られます。

食の安全・安心に関する相談等窓口

○県が進める食の安全・安心に係る施策についてのご意見やご提案
(土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く8:30～17:15)

●食品安全課

電話 048-830-3425

FAX 048-830-4807

電子メール a3420@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0708/>



Kobaton

○食品表示なんでもダイヤル (電話)
(土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く8:30～17:15)

●農産物安全課 048-830-4110

●農林振興センター

さいたま 048-822-2492

東松山 0493-23-8532

本庄 0495-22-6156

加須 0480-62-1474

川越 049-242-1808

秩父 0494-24-7211

大里 048-523-2812

春日部 048-737-2134

○消費生活支援センター (電話)
(土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く9:00～16:00)

●消費生活支援センター

川口※ 048-261-0999

春日部 048-734-0999

川越 049-247-0888

熊谷 048-524-0999

※川口は土曜日も受け付けています。

○その他の機関 (電話)
(土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く8:30～17:15)

●保健所

南部 048-262-6111

朝霞 048-461-0468

春日部 048-737-2133

草加 048-925-1551

鴻巣 048-541-0249

東松山 0493-22-0280

坂戸 049-283-7815

狭山 04-2954-6212

加須 0480-61-1216

幸手 0480-42-1101

熊谷 048-523-2811

本庄 0495-22-6481

秩父 0494-22-3824

●家畜保健衛生所

中央 048-663-3071

熊谷 048-521-1274

川越 049-225-4141

平成30年度
埼玉県食の安全・安心
アクションプラン

埼玉県保健医療部食品安全課
電話 048-830-3425
FAX 048-830-4807
E-mail a3420@pref.saitama.lg.jp

平成30年6月

埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

